

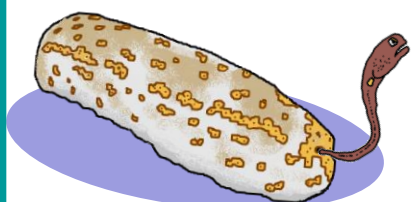


石垣島には、県内唯一の「保護水面」があることをご存じでしょうか？保護水面は、「水産資源保護法」に基づいて沖縄県が指定した「保護区」の一種です。保護水面にはどのような目的があるのでしょうか？

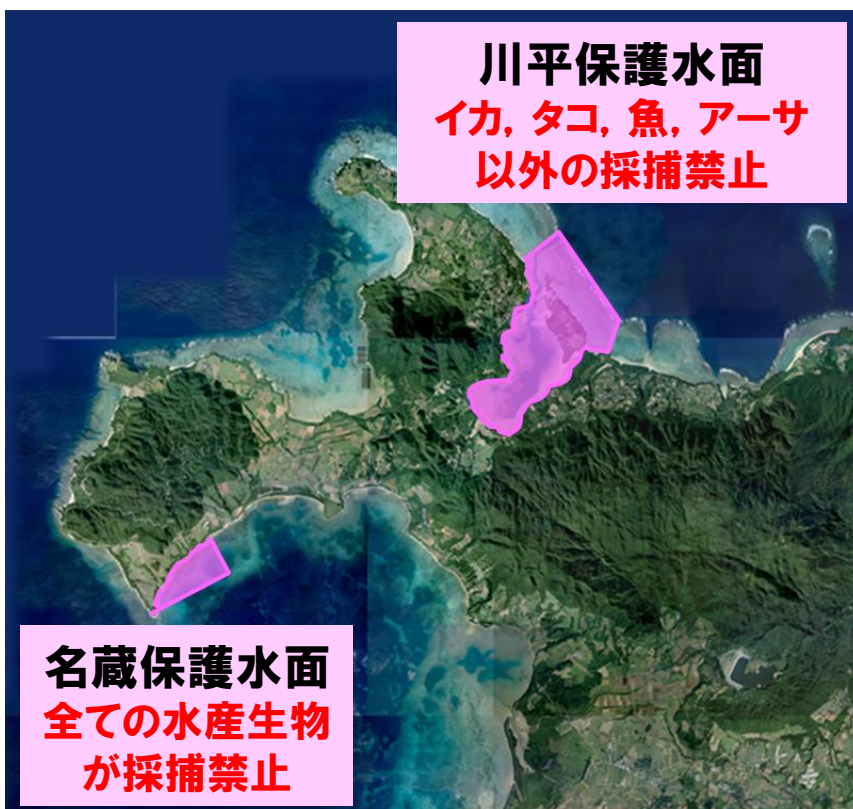
### 1. 保護水面とは？

毎年春頃になると、大潮の日の日中に潮位が低くなるので、大勢の方が貝やモズク、アーサなどを目当てにした潮干狩りを楽しまれるかと思えます。また沖縄で旧暦の3月3日は、海で身を清める「浜下り」の日となっており、行事に合わせて家族で潮干狩りを楽しむ方も多くなります。この時気をつけていただきたいのが、「保護水面」です。石垣島にある二つの保護水面は、魚などと比べてあまり移動

しないエビや貝、ナマコなどの保護に重点が置かれた制限があります。



### 2. 保護水面で制限される行為



**川平保護水面**  
イカ, タコ, 魚, アーサ  
以外の採捕禁止

**名蔵保護水面**  
全ての水産生物  
が採捕禁止

左の図は、川平と名蔵の保護水面を示しています。また保護水面の境界には、看板や標柱(下の写真)が立てられています。二つの保護水面では、制限されている内容が異なるため、注意しなくてはなりません。他にも、保護水面では水産物の採捕以外に、構造物を設置、砂利の採取、埋立てや浚渫など、水産物が育つ基盤である地形を変えてしまうような行為が制限されています。



保護水面を示す看板 (川平湾)



保護水面を示す標柱 (名蔵湾)

### 3. 保護水面で期待される効果と課題

地元小学生が体験授業で放流したヒメジャコ (川平湾)



密漁の被害にあったヒメジャコ (名蔵湾)



保護水面では、まわりの海域に比べて生息密度が高くなることが期待されています。代表的なのがぎーら(ヒメジャコ)などのシャコガイ類で、放流した種苗が高密度で生き残っているところもあります。保護水面の効果として、生まれた卵や子どもがまわりの海域にも広がっていく、「**染み出し効果**」が期待されています。

しかしその一方で、規則を知らずに採ってしまう事例や保護区と知った上で採捕する事例が報告されています。数年前には、悪質な密漁者が検挙される事例も発生しています。違反した場合には、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が課せられますので、水産海洋技術センター石垣支所では、違反事例の未然防止のため、周知啓蒙活動にも取り組んでいます。

